

# 洞爺湖町経営会議設置規程

(設置)

第1条 町政運営の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、町経営の観点から迅速かつ戦略的な方針決定を行うとともに、決定事項を着実に実行するため、洞爺湖町経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 経営会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町の行政経営に関する重要事項に関すること。
- (2) 庁議事案に係る最終意思決定に関すること。
- (3) 行政評価システムに関すること。
- (4) 特定課題の進行管理に関すること。
- (5) その他行政経営に関すること。

(組織)

第3条 経営会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 経営会議の議長は、町長をもって充てる。
- 3 経営会議の副議長は、副町長をもって充てる。
- 4 経営会議の委員は、教育長及び部長の職にある者をもって充てる。

(議長及び副議長)

第4条 経営会議の議長は、経営会議を代表し、経営会議の会務を総理する。

- 2 経営会議の副議長は、議長を補佐し、議長が不在のとき又は事故あるときは、議長の定めるところによりその職務を代理する。

(会議)

第5条 経営会議の会議は、必要に応じて議長が招集し、主宰する。

- 2 経営会議の議長は、必要と認めるときは、経営会議の会議に職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

(有識者からの意見聴取)

第6条 町長は、第2条各号の方針決定に際して、必要に応じ、個別の課題に関して識見を有する者に意見をもとめることができるものとする。

(庶務)

第7条 経営会議の庶務は、企画課行財政改革推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、経営会議に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月31日から施行する。